

福岡県登録商標「ふくよかまる」使用取扱要領

(制定 令和5年2月15日4水田第2767号)

(一部改正 令和6年11月5日6水田第1366号)

(目的)

第1条 この要領は、県が開発した大豆「ちくしB5号」(以下「本大豆」という。)の消費拡大や普及促進を図るために定めた本大豆の名称「ふくよかまる」及び「ロゴデザイン」(以下「商標」という。)の適正な使用を推進するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(商標の仕様等)

第2条 商標の仕様等は、別紙1および2のとおりとする。

(著作権)

第3条 商標に関する著作権は、福岡県が所有する。

(使用料)

第4条 商標の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 使用者が商標を使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 本大豆を使った商品の販売に際し、本大豆を指す名称として商標を用いる場合に限ること。
- 二 商標を活用し、本大豆が広く消費者に愛され定着するよう利用拡大に努めること。
- 三 本大豆を使った商品を作る場合は、大豆原材料における本大豆の使用割合が100%となる商品作りを基本とすること。他品種を混合した商品を作る場合は、本大豆の使用割合を明らかにするなど、消費者の理解が得られるように努めること。
- 四 前号の使用割合を明らかにするとは、使用割合を表示する、消費者などから問われた場合に使用割合を明確に答えるなど、消費者の誤解を招かないよう対応することとする。
- 五 福岡県知事(以下「知事」という。)が行う本大豆使用に関わる調査等に協力すること。

(使用登録申請等)

第6条 商標を使用する場合は、あらかじめ登録商標「ふくよかまる」使用申請書(様

式第 1 号) を知事に提出、または福岡県が申請・届出等を受け付けるために提供する情報システムを使用することにより、その旨申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別紙に掲げる商標の図柄を変更、改変することなく使用する場合はこの限りでない。

- 一 地方公共団体及び都道府県の外郭団体が使用する場合
- 二 報道機関が報道の目的で使用する場合
- 三 農業協同組合、農業協同組合連合会などの農業関係団体が使用する場合

2 知事は、前項の規定による使用申請があった場合において、その内容が次の各号いずれかに該当すると認めるときは、承認しないものとする。

- 一 第 5 条の使用上の遵守事項に反すると判断される場合
- 二 消費者や利用者の利益を害すると認められる場合
- 三 特定の政治、思想又は宗教等の活動に関すると認められる場合
- 四 福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号。）の趣旨に反し暴力団を利することとなると認められる場合。
- 五 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる場合
- 六 その他、知事が不適切であると判断した場合

3 商標の使用を中止しようとするものは、登録商標「ふくよかまる」使用中止届出書（様式第 2 号）を知事に提出、または福岡県が申請・届出等を受け付けるために提供する情報システムを使用することにより、その旨申請しなければならない。

4 第 1 項の承認は、登録商標「ふくよかまる」使用登録書（様式第 3 号）をもって通知する。

（承認の取り消し）

第 7 条 知事は、商標の使用がこの要領又は承認内容に違反していると認めるときは、使用登録を取り消すことができるものとする。

（責任の制限）

第 8 条 前条の規定により、商標の使用登録を取り消した場合、使用者に損害が生じても、福岡県はその責めを負わない。

2 使用者が商標の使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、福岡県は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

（補則）

第 9 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則 この要領は、令和５年２月１５日から施行する。

附 則 この要領は、令和６年１１月５日から施行する。